

平成 29 年度 居宅介護支援事業所ふるさと 事業報告

【基本方針】

ふるさとらしいサービスの提供とは常にサービスを提供される側の立場や気持ちを考えたサービスを提供することである

【年間目標】

- ①言葉使い・接遇マナーの徹底と職員の資質の向上
- ②自立支援の理念においたケアマネジメントの実施
- ③地域の事業所として信頼関係を構築する
- ④情報管理の徹底
- ⑤神戸市および他市町村からの認定調査を受託する

【実践報告】

①言葉使い・接遇マナーの徹底と職員の資質の向上

対人援助職者であること、絆福祉会の一員であることを念頭に置き、利用者・家族と接する場合は失礼が無い事を常に考え業務を行った。また部署内で互いの電話等の対応で気になる点は注意し合い、適切な対応を事業所内で考えた。

②自立支援の理念においたケアマネジメントの実施

ケアマネジメントプロセスに則し、アセスメント、プラン作成、担当者会議の開催、モニタリングとプラン作成は漏れなく行う事ができた。住み慣れた地域で少しでも自立した生活ができるよう、本人のニーズや希望に配慮したプラン作成を行った。

1. ご利用者数

	要介護認定 調査件数	居宅サービス 作成依頼	要支援 (予防)		要介護区分				
			1	2	1	2	3	4	5
4月	59	100	0	1	32	29	16	15	7
5月	90	94	0	1	31	26	15	14	7
6月	124	90	0	1	29	26	16	13	5
7月	89	84	0	1	28	23	18	9	5
8月	84	79	1	0	28	19	18	8	5
9月	71	83	1	0	28	22	18	10	4
10月	108	81	1	0	26	23	19	9	3
11月	70	85	1	0	26	25	22	8	3
12月	77	83	1	0	26	24	21	8	3
1月	116	91	1	0	29	28	20	10	3
2月	104	89	1	0	26	30	18	10	4

3月	87	94	1		29	29	19	12	4
合計	1079	1053	8	4	338	304	220	126	53

要介護認定調査件数 1079件 月平均 89.9件
 給付管理件数 1053件 月平均 87.5件＋予防1件

2. 職員の在籍者

管 理 者	前田 敏宏	平成28年12月16日～平成29年7月31日
管 理 者	前田 政則	平成29年8月1日～
介護支援専門員	後藤 真弓	平成23年3月25日～平成29年6月15日
介護支援専門員	冠野 道代	平成25年9月17日～平成29年8月31日
介護支援専門員	田中 美幸	平成27年1月15日～平成29年4月15日
介護支援専門員	前田 敏宏	平成28年11月1日～平成29年7月31日
介護支援専門員	本庄 圭子	平成28年11月16日～
介護支援専門員	西畑 哲也	平成29年4月1日～（地域包括支援センターより異動）
介護支援専門員	日和佐 祐樹	平成29年5月16日～平成30年3月31日
介護支援専門員	前田 政則	平成29年7月20日～（8月1日より管理者）
介護支援専門員	長谷井 仁美	平成29年10月16日～平成30年3月31日
認定調査員専従	松岡 聡子	平成25年9月1日～
認定調査員専従	村上 幸絵	平成29年4月3日～

※松岡 聡子・平成27年4月1日～認定調査員専従に変更

職員体制が安定せず、利用者数の安定した確保が難しい現状である。予防給付数、認定調査件数が多く兼務で対応している為、介護給付の給付管理数が少なくなっている。今後は職員の定着を図り利用者数の確保、特定事業所加算の取得を目指していきたい。

③地域の事業所として信頼関係を構築する

可能な限り、区が主催する研修会、あんしんすこやかセンターが主催する地域ケア会議やケアマネの集いには積極的に参加し参加者間のネットワークの構築に努めた。また困難なケースについては地域包括支援センターと協働して対応する事により、地域の実情に応じた対応を心掛けた。

④情報管理の徹底

業務上使用する個人情報については目的の範囲内で最小限にとどめ、ファックス等で他事業所に情報を提供する場面においては伏字を使用し情報提供を行った。

⑤神戸市および他市町村からの認定調査を受託する

専任の認定調査員を2名、兼務の認定調査員を3名配置し対応したが、調査件数が100件を超える月もあり、月によっては調査票の提出に遅滞が生じてしまった。また

神戸市からの依頼が多く遅滞も生じたことから他市町村からの依頼があっても受ける事ができなかった。

【今後の課題】

- 1 安定した事業所運営をするため、人員の安定を図り、特定事業所加算を取得する。
- 2 定期的で開催している居宅会議では、専門職であることを意識し、介護支援専門員の倫理に基づいた考えのもと発言ができるよう、意識して確認し合う。
- 3 定期的な点検確認し記録の遅れているケースがないようお互い管理し合う。
- 4 地域資源の把握を行い、インフォーマルサービスを積極的にケアプランに位置付ける。
- 5 医療連携をはじめ、各種制度（障害・生活保護・権利擁護）との連携を図る。
- 6 報告・連絡・相談を適切に行う。
- 7 社会人としてのマナーを徹底する。
- 8 調査票提出の期限を守り、対象者の状態を的確に捉え現状に合った調査票作成を各自注意するとともに共有フォルダを活用して管理者が確認する。

【苦情受付】 0 件